

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑われる事例の確認及び 第4回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議の持ち回り開催について

本日、三豊市の養鶏場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が確認されました。

これを受け、県は、本日、第4回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議を持ち回りで開催します。本部会議資料については、本日17時に別途提供します。

なお、現段階は高病原性鳥インフルエンザが疑われる状態であり、今後詳細な遺伝子検査を実施し、家畜伝染病予防法上の高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜であるかどうかを確認します。

1. 農場の概要

所在地：香川県三豊市
飼養状況：採卵鶏（約8万羽）

2. 経緯

- (1) 令和4年12月10日(土)、農場主から「死亡羽数が増加している」との報告があり、西部家畜保健衛生所西讃支所が立入検査を行い、簡易検査を実施したところ、13羽中11羽(死亡鶏11羽中11羽、生存鶏2羽中0羽)の陽性を確認しました。
- (2) 本日、東部家畜保健衛生所において遺伝子検査を行い、判明した結果を農林水産省に送付することとしており、12月11日(日)には、検査結果が判明する予定です。
- (3) 当該養鶏場は、2例目の発生農場から、半径3～10kmの搬出制限区域であり、飼養家さんの他の農場への移動はしていません。また、今回新たに設定される移動制限区域に入る農場へは、今回通報があった時点から飼養家さん等の移動の自粛を要請しています。

3. 今後の対応

本日、第4回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議を持ち回りで開催し、今後の防疫措置について速やかに検討するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) ①当該農場の飼養家さんの殺処分及び埋却
②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定
③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

【裏面あり】

- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

4. 第4回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議の開催

日時：令和4年12月10日(土) [持ち回り]

5. その他

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) また、日本では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。